平成30年第3回南島原市教育委員会定例会

日時 平成30年3月26日(月) 午後3時00分 場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

- 第1 開会
- 第2 前回会議録の承認
- 第3 会議録署名人の指名
- 第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第7号 学校医及び学校歯科医の変更について

議案第8号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第9号 南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第10号 南島原市教育支援委員会の答申について

議案第11号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 平成29年度南島原市一般会計補正予算(第6号)について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

- ○平成30年2月の諸会議並びに諸行事
 - 23 日(金)10:00 地区別教育長会(雲仙市) 14:00 定例教育委員会(南有馬庁舎)
 - 24日(土)10:00 第17回セミナリヨ現代版画展表彰式(有家保健センター)
 - 25日(日) 9:00 第27回原城マラソン大会(南有馬小学校)
 - 26 日(月)10:00 議会一般質問(有家庁舎)
 - 27日(火)10:00議会一般質問(有家庁舎)
 - 28 日(水) 8:30 教育委員会臨時会(南有馬庁舎) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)
- ○平成30年3月の諸会議並びに諸行事
 - 1 日(木)10:00 県立高等学校卒業式(島原翔南高校・口加高校・島原高校) 12:00 野澤好夫氏個展(みずなし本陣) 16:30 長崎県中学生英語暗唱大会最優秀賞受賞報告会(西有家庁舎)
 - 2 日(金)10:00 議会一般質問、議案質疑、委員会付託、特別委員会設置(有家庁舎)10:45 平成29年度第8回校長会研修会(カムス)
 - 3 日(十)10:00 第20回記念有馬ひょうたん展表彰式(ピロティー文化センター)
 - 6 日(火)10:00 議会予算審査特別委員会(有家庁舎) 12:00 下関博物館視察(~7日)(山口県)
 - 8 日(木)10:00 議会文教厚生委員会(有家庁舎)
 - 9 日(金) 9:30 学校給食会役員会(コレジョホール)
 - 15:30 布津中剣道部 九州大会報告会及び全国大会激励会(西有家庁舎)
 - 16:30 第31回都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会出場報告(西有家庁舎)
 - 10日(土) 9:00 有家小学校校区少年消防クラブ入隊団式(南島原消防署)

- 10:00 第37回康平忌 (第5回宮﨑康平賞表彰) (島原市) 18:30 家庭教育講演会(カムス)
- 13日(火)10:30口之津海上技術学校卒業式(口之津海上技術学校)
- 14日(水) 9:30 中学校卒業式(市内各中学校)
- 16日(金) 9:30 小学校卒業式(市内各小学校) 14:30 長崎新聞との包括連携協定書締結式(南有馬庁舎)
- 17日(土) 9:00 南島原オルレ(口之津町内)
- 18日(日) 9:30 第38回北空会空手道大会(南有馬武道館)
- 19日(月)14:30 長崎財務事務所表敬訪問(西有家庁舎) 15:30 臨時校長研修会(コレジョホール)
- 20 日(火)10:00 議会閉会(有家庁舎)
- 21日(水)11:00 宮中献穀事業解散式(津波見地区体育館)
- 22 日(木) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)
- 23 日(金) 19:30 平成 2 9 年度体育協会第 3 回理事会(南有馬庁舎)

議案第7号

学校医及び学校歯科医の変更について

提案の理由

学校保健安全法第23条に基づき、学校医及び学校歯科医を変更 したいので提案する。

平成30年3月26日提出

南島原市教育委員会 委員長 近藤 孝信

平成30年度 南島原市小学校·中学校·幼稚園学校医名簿

町名				学校	名		2	学村	交医	院名	院住所	摘要
		深	江	小		学	校	城野	健児	しろの医院	南島原市深江町丙540-1	
深江「	町	小	林	小		学	校	布井	清児	布井内科医院	南島原市深江町丙637	
休仕り	m) .	大	野木	場	小	学	校	泉川	欣一	泉川病院	南島原市深江町丁2405	
		深	江	中	į	学	校	泉川	卓也	泉川病院	南島原市深江町丁2405	
		布	津	小	-	学	校	明島	淳民	明島整形外科医院	南島原市布津町乙1859-2	
布津	町	飯	野	小		学	校	常岡	伯紹	つねおかクリニック	南島原市有家町久保21-1	
		布	津	中	3	学	校	明島	淳民	明島整形外科医院	南島原市布津町乙1859-2	
		有	家	小		学	校	池田	重成	池田循環器科内科	南島原市有家町山川347-1	
		蒲	河	小		学	校	内田	信三	内田医院	南島原市西有家町須川1666-1	H30.4.1より
有家「	町	新	切	小		学	校	常岡	伯紹	つねおかクリニック	南島原市有家町久保21-1	H30.4.1より
		堂	崎	小	1	学	校	常岡	伯紹	つねおかクリニック	南島原市有家町久保21-1	
		有	家	中)	学	校	坂上	和平	坂上整形外科医院	南島原市有家町山川378-1	
								永田	進一	永田内科泌尿器科医院	南島原市西有家町須川61-2	
		西有家小学校			磯野	潔	いその産婦人科医院	南島原市西有家町須川1792				
西有家民	町							伊﨑	祐介	伊﨑医院	南島原市西有家町里坊118	
		西	有	家	中	学	校	石川	和仁	石川内科医院	南島原市西有家町里坊25-1	
		<u> </u>	713 #	外	st lie	<i>T</i>	TX.	伊﨑	祐介	伊﨑医院	南島原市西有家町里坊118	
		有	馬	小		学	校	佐藤	哲也	北有馬クリニック	南島原市北有馬町己760-1	
北有馬	町	北	有	馬	中	学	校	佐藤	克昭	さとう内科医院	南島原市北有馬町丁33-1	
		北	有	馬	幼	稚	園	佐藤	克昭	さとう内科医院	南島原市北有馬町丁33-1	
南有馬	HT.	南	有	馬	小	学	校	本多	哲矢	本多南光堂医院	南島原市南有馬町丁410	H30.4.1より
H H W		南	有	馬	中	学	校	太田	大作	菜の花クリニック	南島原市南有馬町乙1565-1	H30.4.1より
口之津		П	之	津	小	学	校	哲翁	和博	哲翁病院	南島原市口之津町甲1181	
口之件,		П	之	津	中	学	校	植木	英祐	植木内科医院	南島原市口之津町甲1642	
		加	津(左	小	学	校	栗原	公太郎	栗原医院	南島原市加津佐町己3089-1	
加津佐	町	野	田	小		学	校	森	礼史	森医院	南島原市加津佐町己3259-1	
		加	津(左	中	学	校	森	礼史	森医院	南島原市加津佐町己3259-1	

平成30年度 南島原市小学校·中学校·幼稚園学校歯科医名簿

	_							一一一一一一一		
町名			学核	名			学校歯科医	院名	院住所	摘要
	深	江	小	`	学	校	泉 卓歩	泉歯科医院	南島原市深江町丙748-1	
深江町	小	林	/]	`	学	校	前川 二郎	前川歯科医院	南島原市深江町丙800-7	
休 仏 町	大	野オ	ト 場	- 月	\ 学	校	泉 卓歩	泉歯科医院	南島原市深江町丙748-1	
	深	江	中	1	学	校	前川 二郎	前川歯科医院	南島原市深江町丙800-7	
	布	津	小	`	学	校	古瀬 雄二郎	有家ふるせ歯科口腔クリニック	南島原市有家町中須川202-1	H30.4.1より
布津町	飯	野	/]:	`	学	校	小嶺 隆一	小嶺歯科医院	南島原市有家町久保18-3	H30.4.1より
	布	津	中	1	学	校	佐藤 晃一	さとう歯科クリニック	南島原市有家町原尾628-1	H30.4.1より
	有	家	小	`	学	校	松島 俊一郎	まつしま歯科医院	南島原市有家町山川398-2	
	蒲	河	小	`	学	校	古瀬 雄二郎	有家ふるせ歯科口腔クリニック	南島原市有家町中須川202-1	H30.4.1より
有家町	新	切	小	`	学	校	小嶺 隆一	小嶺歯科医院	南島原市有家町久保18-3	
	堂	崎	小	`	学	校	佐藤 晃一	さとう歯科クリニック	南島原市有家町原尾628-1	
	有	家	中	I	学	校	小嶺 陽	あきらデンタルクリニック	南島原市有家町蒲河339-4	
西有家町	西	有	家	小	学	校	入江 敏章	入江歯科医院	南島原市西有家町須川1197-19	
四分列	西	有	家	中	学	校	高橋 昌臣	高橋歯科医院	南島原市西有家町須川1780	
	有	馬	小	`	学	校	本多 洋哉	本多歯科医院	南島原市南有馬町丁410	H30.4.1より
北有馬町	北	有	馬	中	学	校	草野 眞夫	草野歯科医院	南島原市南有馬町乙903	H30.4.1より
	北	有	馬	幼	稚	園	菅 徳明	菅歯科医院	南島原市南有馬町乙974	H30.4.1より
南有馬町	南	有	馬	小	学	校	菅 徳明	菅歯科医院	南島原市南有馬町乙974	
田古河里	南	有	馬	中	学	校	本多 洋哉	本多歯科医院	南島原市南有馬町丁410	
口之津町	П	之	津	小	学	校	中尾 美和	みわ歯科医院	南島原市口之津町甲2710-1	
日之作門	П	之	津	中	学	校	荒木 敬子	八木歯科医院	南島原市口之津町丁5352	
	加	津	佐	小	学	校	渡邉 尚海	渡邉歯科医院	南島原市加津佐町己3690-5	
加津佐町	野	田	小	`	学	校	山﨑 柳太郎	山﨑歯科医院	南島原市加津佐町己2232-1	
	加	津	佐	中	学	校	立川 安彦	立川歯科医院	南島原市加津佐町己3240-5	

平成30年度 南島原市小学校·中学校学校薬剤師名簿

町名	学校名	学校薬剤師	薬局名	薬局住所	摘要
	深江小学校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
WE IT BY	小 林 小 学 校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
深江町	大野木場小学校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
	深江中学校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
	布津小学校	西岡 雄一	あんなか薬局	島原市安徳町丁4309	
布津町	飯 野 小 学 校	西岡 雄一	あんなか薬局	島原市安徳町丁4309	
	布 津 中 学 校	西岡 雄一	あんなか薬局	島原市安徳町丁4309	
	有 家 小 学 校	吉田 惠美子	島原薬剤師会薬局	島原市下川尻町7932-8	
	蒲 河 小 学 校	亀山 貴康	亀山薬局白崎店	南島原市有家町山川351-3	
有家町	新切小学校	亀山 敦子	亀山薬局	南島原市有家町久保43	
	堂崎小学校	吉田 惠美子	島原薬剤師会薬局	島原市下川尻町7932-8	
	有 家 中 学 校	亀山 貴康	亀山薬局	南島原市有家町久保43	
西有家町	西有家小学校	山室 昌代	フラーワー調剤薬局	島原市中堀町62	
1 日外門	西有家中学校	山室 昌代	フラーワー調剤薬局	島原市中堀町62	
北有馬町	有 馬 小 学 校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
46 H Wa . 1	北有馬中学校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
南有馬町	南有馬小学校	本村 篤子	本村長盛堂薬局	南島原市南有馬町乙408	
113 13 110	南有馬中学校	本村 篤子	本村長盛堂薬局	南島原市南有馬町乙408	
口之津町	口之津小学校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
	口之津中学校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
	加津佐小学校	元山 久美子	ショッピングセンターもとやま薬品部	南島原市加津佐町己3108	
加津佐町	野 田 小 学 校	元山 久美子	ショッピングセンターもとやま薬品部	南島原市加津佐町己3108	
	加津佐中学校	元山 久美子	ショッピングセンターもとやま薬品部	南島原市加津佐町己3108	

議案第8号

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

提案理由

総合教育会議の事務移管及び指導主事の職名を追加するため、所要の 改正を行うもの。

平成30年3月26日提出

南島原市教育委員会 委員長 近藤 孝信

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 南島原市教育委員会事務局組織規則(平成18年南島原市教育委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

第4条の2に次の1項を加える。

3 指導主事の職務上の職名は、課長、教育参事監、主幹及び参事とする。 第6条第2項中「補職名」を「職名」に改める。

別表第1教育総務課の部総務班の項中第21号を削り、第22号中「運営」の次に「の補助」を加え、同号を第21号とし、第23号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(指導主事)

第4条の2 (略)

2 (略)

3 指導主事の職務上の職名は、課長、教育参事監、主幹及び参事とする。

(教育次長等以外の職員の職名及び職務等)

第6条 (略)

2 前項の職員の<u>職名</u>及び職務等については、法律に特別に定めのあるものを除き、南 島原市行政組織規則(平成18年南島原市規則第3号)の規定を準用する。

新

3 (略)

別表第1 (第3条関係)

課	班	事務分掌
教育総務課	総務班	(1) 教育委員会の庶務に関すること。
		(2) 教育委員会の会議に関すること。
		(3) 規則、訓令、告示の制定及び改廃並びに法規に関す
		ること。
	:	(4) 叙勲、褒章及び表彰に関すること。
		(5) 文書の収受及び発送に関すること。
		(6) 公印の保管に関すること。
		(7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
		(8) 奨学資金に関すること。
		(9) 局内事務の総合調整に関すること。
		(10) 市長部局等との連絡調整に関すること。
		(11) 訴願、訴訟、和解、請願及び陳情に関すること。
		(12) 事務事業の推進管理に関すること。
		(13) 経理関係の調査及び統計に関すること。
		(14) 教育委員会所管職員の任免、給与、服務、分限その
		他の人事に関すること。

(指導主事)

第4条の2 (略)

2 (略)

(教育次長等以外の職員の職名及び職務等)

第6条 (略)

- 2 前項の職員の<u>補職名</u>及び職務等については、法律に特別に定めのあるものを除き、 南島原市行政組織規則(平成18年南島原市規則第3号)の規定を準用する。
- 3 (略)

別表第1 (第3条関係)

課	班	事務分掌
教育総務課	総務班	(1) 教育委員会の庶務に関すること。
		(2) 教育委員会の会議に関すること。
		(3) 規則、訓令、告示の制定及び改廃並びに法規に関す
		ること。
The state of the s		(4) 叙勲、褒章及び表彰に関すること。
		(5) 文書の収受及び発送に関すること。
		(6) 公印の保管に関すること。
		(7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
		(8) 奨学資金に関すること。
		(9) 局内事務の総合調整に関すること。
		(10) 市長部局等との連絡調整に関すること。
	!	(11) 訴願、訴訟、和解、請願及び陳情に関すること。
		(12) 事務事業の推進管理に関すること。
		(13) 経理関係の調査及び統計に関すること。
		(14) 教育委員会所管職員の任免、給与、服務、分限その
		他の人事に関すること。

新	旧		
(15) 教育委員会所管職員の公務災害補償に関すること。 (16) 臨時的任用職員等の雇用及び賃金の支払に関すること。 (17) 労働安全衛生管理に関すること。 (18) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (19) 教育振興基本計画に関すること。 (20) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。 (21) 総合教育会議の運営の補助に関すること。 (22) 教育予算、決算及び経理の総合調整に関すること。 (23) 備品購入に関すること。 (24) 物品の管理事務の連絡調整に関すること。 (25) 検収事務の連絡調整に関すること。	(15) 教育委員会所管職員の公務災害補償に関すること。 (16) 臨時的任用職員等の雇用及び賃金の支払に関すること。 (17) 労働安全衛生管理に関すること。 (18) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (19) 教育振興基本計画に関すること。 (20) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。 (21) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。 (22) 総合教育会議の運営に関すること。 (23) 教育予算、決算及び経理の総合調整に関すること。 (24) 備品購入に関すること。		
(26) 前各号に掲げるもののほか、他の課等に属さないこと。 (1) 学校教育施設の整備及び維持管理に関すること。 (2) 社会教育施設の整備及び維持管理に関すること。 (3) 社会体育施設の整備及び維持管理に関すること。 (4) その他体育施設の整備及び維持管理に関すること。 (5) 工事その他契約に関すること。 (略)	(25) 物品の管理事務の連絡調整に関すること。 (26) 検収事務の連絡調整に関すること。 (27) 前各号に掲げるもののほか、他の課等に属さないこと。 (1) 学校教育施設の整備及び維持管理に関すること。 (2) 社会教育施設の整備及び維持管理に関すること。 (3) 社会体育施設の整備及び維持管理に関すること。 (4) その他体育施設の整備及び維持管理に関すること。 (5) 工事その他契約に関すること。 (略)		

平成18年3月31日教育委員会規則第4号

改正

平成19年6月27日教育委員会規則第4号 平成20年3月25日教育委員会規則第1号 平成21年1月26日教育委員会規則第1号 平成21年3月25日教育委員会規則第4号 平成23年8月24日教育委員会規則第2号 平成24年3月26日教育委員会規則第2号 平成25年3月26日教育委員会規則第2号 平成26年2月28日教育委員会規則第2号 平成27年3月27日教育委員会規則第2号 平成28年3月28日教育委員会規則第1号 平成28年12月26日教育委員会規則第1号 平成28年13月26日教育委員会規則第1号 平成28年3月23日教育委員会規則第2号

南島原市教育委員会事務局組織規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき、南島原市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び職の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課に、それぞれ同表の右欄に掲 げる班を置く。

課	班
教育総務課	総務班、施設管理班
学校教育課	学事班、学校教育班、学校保健班
生涯学習課	生涯学習班
スポーツ振興課	スポーツ振興班
文化財課	文化財班

2 前項に定めるもののほか、事務局の事務の一部を処理するため、教育振興班を置くことができる。ただし、当該教育振興班は、生涯学習課の所管とする。

(事務分掌)

- 第3条 課の分掌事務は、別表第1のとおりとする。
- 2 教育振興班の分掌事務は、別表第2のとおりとする。 (教育次長)
- 第4条 事務局に教育次長を置く。
- 2 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理し、事務局及び教育機関の職員を指揮監督する。

(指導主事)

第4条の2 事務局に指導主事を置く。

- 2 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
- 3 指導主事の職務上の職名は、課長、教育参事監、主幹及び参事とする。 (課長)
- 第5条 課に課長を置く。
- 2 課長は、教育次長の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

(教育次長等以外の職員の職名及び職務等)

- 第6条 前3条に定める職員のほか、事務局に必要な職員を置く。
- 2 前項の職員の職名及び職務等については、法律に特別に定めのあるものを除き、南島原市行政組織規則(平成18年南島原市規則第3号)の規定を準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、施設又は機関に置く職員については、別に定める。 (その他)
- 第7条 教育委員会の事務処理並びに職員の服務、勤務期間、休暇等、分限及び懲戒等については、別に定めるもののほか、市長部局の例による。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成19年6月27日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月26日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成21年1月26日から施行する。

附 則(平成21年3月25日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月24日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成23年8月24日から施行する。

附 則(平成24年3月26日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月26日教育委員会規則第23号) (施行期日)

1 この規則は、平成28年12月26日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)

附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条の規定は適用せず、改正前の第1条の 規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年3月23日教育委員会規則第2号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

課	班	事務分掌
教育総務課	総務班	(1) 教育委員会の庶務に関すること。
		(2) 教育委員会の会議に関すること。
		(3) 規則、訓令、告示の制定及び改廃並びに法規に関するこ
		と。
		(4) 叙勲、褒章及び表彰に関すること。
		(5) 文書の収受及び発送に関すること。
		(6) 公印の保管に関すること。
		(7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
		(8) 奨学資金に関すること。
		(9) 局内事務の総合調整に関すること。
		(10) 市長部局等との連絡調整に関すること。
		(11) 訴願、訴訟、和解、請願及び陳情に関すること。
		(12) 事務事業の推進管理に関すること。
		(13) 経理関係の調査及び統計に関すること。
		(14) 教育委員会所管職員の任免、給与、服務、分限その他の
		人事に関すること。
		(15) 教育委員会所管職員の公務災害補償に関すること。
		(16) 臨時的任用職員等の雇用及び賃金の支払に関すること。
		(17) 労働安全衛生管理に関すること。
		(18) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び
		評価並びにその公表に関すること。
		(19) 教育振興基本計画に関すること。
		(20) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。
		(21) 総合教育会議の運営の補助に関すること。
		(22) 教育予算、決算及び経理の総合調整に関すること。
		(23) 備品購入に関すること。
		(24) 物品の管理事務の連絡調整に関すること。
		(25) 検収事務の連絡調整に関すること。
		(26) 前各号に掲げるもののほか、他の課等に属さないこと。
	施設管理班	(1) 学校教育施設の整備及び維持管理に関すること。
		(2) 社会教育施設の整備及び維持管理に関すること。
		(3) 社会体育施設の整備及び維持管理に関すること。
		(4) その他体育施設の整備及び維持管理に関すること。
		(5) 工事その他契約に関すること。

N/ 144/ 4-3m	luc-terir	/ - \	F-1-1-20-1-20-1-20-1-20-1-20-1-20-1-20-1
学校教育課	学事班	` ′	市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止 すること。
		(2) 岁	見童生徒の就学、転学、退学等に関すること。
		(3)	学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。
		(4) 核	か稚園及び学校の予算配当並びに予算執行審査に関する
		こと。	
		(5) 孝	数科書の無償給与事務に関すること。
		(6) 孝	数材用備品に関すること。
		(7) >	スクールバス及び通学補助に関すること。
		(8) 京	沈園奨励費補助に関すること。
		(9) 岁	P童生徒の就学援助に関すること。
		(10) 孝	放育美術展及び科学技術展に関すること。
		(11)	学校事務の共同実施に関すること。
	学校教育班	(1)	学校の設置及び廃止に関すること。
		(2) 均	が稚園に関すること。
		(3)	学級編制に関すること。
		(4) 素	数材教具の整理に関すること。
		(5)	学校統計に関すること。
		(6) 岁	見童生徒の地域間交流に関すること。
		(7) 夕	小国語指導助手及び英語指導助手に関すること。
		(8)	学校評議員に関すること。
		(9) 耄	教育支援に関すること。
		(10) 京	t学時健康診断に関すること。
		(11) 孝	対職員の任免、服務、分限その他人事に関すること。
		(12) 孝	対職員の休暇、旅行に関すること。
		(13) 孝	始戦員の福利厚生に関すること。
		(14) 孝	対職員の職員団体に関すること。
		(15) 孝	対科用図書の採択及び教材に関すること。
		(16) 杉	交長会及び教頭会等に関すること。
		(17) 孝	対職員の研修に関すること。
		(18) 均	力稚園及び学校の行事等に関すること。
		(19) 這	遠足、見学及び修学旅行に関すること。
		(20)	学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関す
		る専	門的事項(教育相談等を含む。)に関すること。
		(21) <i>J</i>	人権教育に関すること。
	学校保健班	` ′ ′	園児及び児童生徒並びに教職員の健康管理に関するこ
		と。	
		(2)	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
			園児及び児童生徒の福利厚生に関すること。
		(4)	学校の環境衛生に関すること。

		(5)	結核対策に関すること。
		(6)	学校給食に関すること。
		(7)	園児及び児童生徒の安全に関すること。
		(8)	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
		(9)	学校体育に関すること。
生涯学習課	生涯学習班	(1)	生涯学習の推進に関すること。
		(2)	生涯学習の企画、調査及び連絡調整に関すること。
		(3)	社会教育施設の運営に関すること。
		(4)	社会教育委員に関すること。
		(5)	社会教育指導員に関すること。
		(6)	成人教育に関すること。
		(7)	人権及び同和教育に関すること。
		(8)	市立図書館に関すること。
		(9)	社会教育団体の育成及び支援に関すること。
		(10)	市民芸術文化活動の推進に関すること。
		(11)	文化団体の育成及び支援に関すること。
		(12)	公民館講座の企画調整に関すること。
		(13)	公民館に関すること。
		(14)	公民館運営審議会に関すること。
	-	(15)	自治公民館の支援に関すること。
		(16)	児童青少年教育に関すること。
		(17)	児童青少年団体の育成及び指導者育成に関すること。
		(18)	児童青少年関係機関との連絡調整に関すること。
		(19)	ユネスコ活動に関すること。
		(20)	その他生涯学習に関すること。
スポーツ振興課	スポーツ振興	(1)	社会体育の推進に関すること。
	班	(2)	社会体育の企画、調査及び連絡調整に関すること。
		(3)	スポーツ推進委員に関すること。
		(4)	学校体育施設の開放に関すること。
		(5)	社会体育団体の育成及び支援に関すること。
		(6)	体力づくりの推進及び実施に関すること。
		(7)	社会体育施設の運営に関すること。
		(8)	社会体育施設の使用等に関すること。
		(9)	その他社会体育に関すること。
文化財課	文化財班	(1)	文化財の調査、研究及び保護に関すること(史跡原城跡
		の発	経掘調査及び保護に関することを除く。)。
		(2)	文化財保護審議会に関すること。
1		(3)	資料館等の整備及び管理運営に関すること。

別表第2(第3条関係) 教育振興班の事務分掌

- (1) 奨学資金に関すること。
- (2) 学校教育施設の維持管理に関すること。
- (3) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。
- (4) 児童生徒の就学援助に関すること。
- (5) 幼稚園及び市立小・中学校に関すること。
- (6) 生涯学習の推進に関すること。
- (7) 社会教育施設の維持及び管理運営に関すること。
- (8) 社会教育団体の育成及び支援に関すること。
- (9) 公民館講座に関すること。
- (10) 公民館に関すること。
- (11) 児童青少年団体の育成及び指導者育成に関すること。
- (12) 市民芸術文化活動の推進に関すること。
- (13) 文化団体の育成に関すること。
- (14) 社会体育の推進に関すること。
- (15) 学校体育施設の開放に関すること。
- (16) 体力づくりの推進及び実施に関すること。
- (17) 社会体育施設の維持及び管理運営に関すること。
- (18) 社会体育施設の使用等に関すること。
- (19) その他体育施設に関すること。
- (20) 文化財に関すること。

議案第9号

南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

提案理由

学習指導要領の改訂及び学校運営協議会の項目を追加するため、所要 の改正を行うもの。

平成30年3月26日提出

南島原市教育委員会 委員長 近藤 孝信

南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

南島原市立小・中学校管理規則(平成18年南島原市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第2条中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第3条第2項中「があり、かつ、やむを得ない事由」を削る。

第5条第2項中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

第5章中第30条の次に次の1条を加える。

(学校運営協議会)

- 第30条の2 教育委員会は、学校運営上必要と認めるときは、学校に学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
- 3 学校運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

南島原市立小・中学校管理規則の一部を次のように改正する。

新	III
	旧
目次	目次
第5章 校長・職員 (第13条 <u>第30条の2</u>)	第5章 校長・職員(第13条 <u>第30条</u>)
(学期)	(学期)
第2条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号) <u>第29条第1項</u> の規定による学期は、 次の3学期とする。	第2条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号) <u>第29条</u> の規定による学期は、次の3学期とする。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(休業日)	(休業日)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て休業日に授業 を行うことができる。	2 校長は、教育上必要 <u>があり、かつ、やむを得ない事由</u> があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て休業日に授業を行うことができる。
(教育課程の編成)	(教育課程の編成)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 前項の教育課程は、少なくとも学年別の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間配当並びに指導計画の要項を示すものでなければならない。	2 前項の教育課程は、少なくとも学年別の各教科、 <u>道徳</u> 、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間配当並びに指導計画の要項を示すものでなければならない。
<u>(学校運営協議会)</u> 第30条の2 教育委員会は、学校運営上必要と認めるときは、学校に学校運営協議会を	

新	IE
置くことができる。	
2 学校運営協議会の委員は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。	
3 学校運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。	

改正

平成18年4月1日教育委員会規則第38号 平成19年3月28日教育委員会規則第3号 平成20年3月25日教育委員会規則第2号 平成21年3月25日教育委員会規則第5号 平成23年2月23日教育委員会規則第1号 平成28年9月30日教育委員会規則第18号

南島原市立小・中学校管理規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 学期·休業日 (第2条—第4条)
- 第3章 教育活動 (第5条 第10条の2)
- 第4章 教材の取扱い(第11条・第12条)
- 第5章 校長・職員(第13条-第30条の2)
- 第6章 施設設備の管理(第31条一第36条)
- 第7章 雑則 (第37条·第38条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、南島原市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)について地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条に規定する学校の管理運営の基本的事項を定め、もって円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする。

第2章 学期・休業日

(学期)

- 第2条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定による学期は、次の3学期とする。
 - (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
 - (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで (休業日)
- 第3条 学校の休業日は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第61条第1号から第3号まで(第79条で準用する場合を含む。)の規定に掲げる日のほか、次のとおりとする。
 - (1) 学年始休業日 4月1日から同月5日まで
 - (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - (3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
 - (4) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで
 - (5) 前各号に定めるもののほか、校長が休業を必要と認め、南島原市教育委員会(以下 「教育委員会」という。)の承認を受けた日
- 2 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て休業日に授業を行う

ことができる。

(非常変災等による臨時休業の報告)

- 第4条 校長は、施行規則第63条(第79条で準用する場合を含む。)の規定によって、臨時に 授業を行わないときは、次に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。
 - (1) 授業を行わない理由及びその期間
 - (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
 - (3) その他校長が必要と認める事項

第3章 教育活動

(教育課程の編成)

- 第5条 学校の教育課程は、施行規則第52条及び第74条の規定によるもののほか、教育委員会の定める基準により校長が編成する。
- 2 前項の教育課程は、少なくとも学年別の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間配当並びに指導計画の要項を示すものでなければならない。

(教育課程の届出)

- **第6条** 校長は、前条の規定により教育課程を編成したときは、あらかじめ教育委員会に届け 出なければならない。
- 2 前項の教育課程を変更する場合も、同様とする。
- 3 校長は、当該学年終了後翌年度4月中にその実施概況を教育委員会に報告しなければならない。

(校外行事)

- 第7条 修学旅行、野外旅行、水泳及び体育、その他の対外的諸活動等の校外行事は、教育委員会の定める基準によらなければならない。
- 2 校長は、前項に定める行事の実施に当たっては、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
- 3 校長は、第1項の行事のうち、泊を要する行事を実施したときは、終了後速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(学校以外の施設の使用)

- 第8条 学校が当該学校以外の施設を使用する場合は、校長は次に掲げる事項をあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
 - (1) 使用目的
 - (2) 施設の名称及び所在地
 - (3) 使用期間
 - (4) 所有者又は管理者の使用許可の有無 (出席停止)
- 第9条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、速やかにその旨を教育委員会に報告又は出席停止についての意見の具申をしなければならない。
 - (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - (3) 施設又は設備を損壊する行為
 - (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

- 2 教育委員会は、前項に定める報告又は意見の具申を受け、学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項及び第49条の規定による出席停止を命ずる場合は、次に掲げる手続を行わなければならない。
 - (1) あらかじめ保護者の意見を聴取すること。
 - (2) 当該児童生徒の保護者に、理由及び期間を記載した文書を交付すること。
 - (3) その他教育長が必要と認めた手続

(児童、生徒の事故等の報告)

第10条 児童、生徒の重大な事故又は集団的疾病が発生し、又は発生するおそれがあるときは、 校長は、速やかにその実情を教育委員会に連絡し、改めて文書をもって詳細を報告しなけれ ばならない。

(学校評価)

- 第10条の2 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、 その結果を公表するものとする。
- 2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 3 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、教育長に報告するものとする。
- 4 学校評価について必要な事項は、教育長が別に定める。

第4章 教材の取扱い

(教材の使用)

- 第11条 学校は、教育上有益かつ適切と認めた教材については、進んでこれを使用し、教育内容の充実を図るものとする。
- 2 学校は、教材の選定に当たっては、保護者の経済負担について特に考慮しなければならない。

(教材の届出)

- **第12条** 校長は、前条に規定する教材を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載し、使用しようとする日の1月前までに教材を 添えて提出しなければならない。
 - (1) 使用目的
 - (2) 名称及び編著者名
 - (3) 使用対象
 - (4) 使用期間
 - (5) 単価
 - (6) 経費の負担者

第5章 校長・職員

(校務の分掌)

第13条 この規則で定めるものを除くほか、校長は、校務分掌を定め教育委員会に報告しなければならない。

(学級編制、学級担任、教科担任)

第14条 校長は、教育委員会の定める学年ごとの学級数によって学級を編制しなければならな

V

2 校長は、学級を担任する職員及び教科を担任する職員を定め、教育委員会に報告しなければならない。

(校長、教頭、教諭その他の職員)

- 第15条 学校には、校長、教頭及び教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。
- 2 学校には、前項のほか必要に応じて副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、 事務職員、助教諭、養護助教諭、学校栄養職員、用務員その他の職員を置く。
- 3 事務職員の職として、事務主幹、事務主任及び事務主査を置くことができる。
- 4 学校栄養職員の職として、主任学校栄養職員及び副主任学校栄養職員を置くことができる。 (副校長)
- 第15条の2 副校長は、校長を助け、校長の命を受けて校務の一部を処理する。 (主幹教論)
- 第15条の3 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、児童生徒の教育をつかさどる。

(指導教諭)

第15条の4 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、 教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(事務の共同実施等)

- 第16条 教育委員会は、学校における事務及び業務の効率化並びに学校運営に関する支援を行 うため、学校支援共同実施室(以下「学校支援室」という。)を置く。
- 2 学校支援室には、第15条第2項に規定する事務職員及びその他の職員を配置する。
- 3 学校支援室に配置された者は、当該学校支援室が行う業務について、構成する学校すべて を兼務する。
- 4 学校支援室に、事務を総括及び調整する職員として学校支援共同実施室長(以下「室長」という。)を置き、室長を補佐する職員として副室長を置く。
- 5 室長は、第15条第3項に規定する職のうち事務主幹である者のうちから、各年度ごとに教育委員会が命ずる。ただし、当該学校支援室に、事務主幹が配置されていない場合は事務主任である者のうちから、事務主幹及び事務主任が配置されていない場合は事務主査である者のうちから命ずる。
- 6 副室長は、前項の規定により室長に命ぜられた者を除く当該学校支援室に配置された事務 職員のうちから、各年度ごとに教育委員会が命ずる。
- 7 学校支援室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。 (教務主任、保健主事)
- **第17条** 学校には、教務主任及び保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これら を置かないことができる。
- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡 調整及び指導、助言に当たる。
- 3 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項をつかさどり、当該事項 について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 教務主任は、当該学校の指導教諭又は教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

5 保健主事は、当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、 教育委員会が命ずる。

(学年主任)

- 第18条 学校には、2以上の学級からなる学年ごとに学年主任を置く。
- 2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び 指導、助言に当たる。
- 3 学年主任の発令については、前条第4項の規定を準用する。 (生活指導主任)
- **第19条** 小学校には、生活指導主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。
- 2 生活指導主任は、校長の監督を受け、児童の生活指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 生活指導主任の発令については、第17条第4項の規定を準用する。 (生徒指導主事、進路指導主事)
- 第20条 中学校には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらを置かないことができる。
- 2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する 事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、第17条第4項の規定を準用する。 (研究主任)
- 第21条 学校には、研究主任を置くことができる。
- 2 研究主任は、校長の監督を受け、教育研究に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 研究主任の発令については、第17条第4項の規定を準用する。 (司書教諭)
- **第22条** 学校に、司書教諭を置く。ただし、特別な理由があるときは、これを置かないことができる。
- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 司書教諭の発令については、第17条第4項の規定を準用する。 (分校主任)
- 第23条 分校には、特別の事情のあるときは、教頭に代えて分校主任を置くことができる。
- 2 分校主任は、校長の監督を受け、分校の校務を整理する。
- 3 分校主任の発令については、第17条第4項の規定を準用する。 (その他の主任等)
- **第24条** 学校においては、第17条から前条までに規定する主任等のほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。
- 2 前項の主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 (主任等の任期)
- 第25条 第17条から前条までに定める主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、

再任を妨げない。

- 2 学年途中に主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。 (校長及び職員の休暇)
- 第26条 校長の休暇は、教育委員会の承認を得なければならない。
- 2 職員の休暇は、校長が承認する。ただし、別に定めのあるもの又は多数の職員に一斉に休 暇を与える場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 3 職員の休暇が7日以上にわたるときは、校長は、教育委員会に届け出るものとする。 (校長及び職員の出張)
- 第27条 校長の出張は、教育委員会が命ずる。
- 2 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、県外及び県内7日以上にわたるときは、あらかじ め教育委員会に連絡するものとする。

(校長及び職員の事故の報告)

第28条 校長又は職員に重大な事故があったときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しな ければならない。

(職員会議)

- 第29条 校長は、その職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。
- 2 職員会議は、校長が主宰する。
- 3 職員会議は、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
 - (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
 - (2) 校長が校務に関する決定を行うに当たって所属職員の意見を聴くこと。
 - (3) 校長が所属職員相互の連絡を図ること。
- 4 前項に掲げるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。 (学校評議員)
- 第30条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解と識見を有するもののうちか ら3人以内を校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
- 3 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校の教育活動及び学校と地域社会との連携等、校 長の行う学校運営に関して意見を述べ、助言を行うものとする。
- 4 任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 学校評議員には、報酬は支給しないものとする。

(学校運営協議会)

- 第30条の2 教育委員会は、学校運営上必要と認めるときは、学校に学校運営協議会を置くこ とができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
- 3 学校運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第6章 施設設備の管理

(管理の責任者)

- 第31条 校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)を総括管理し、その整備に 努めなければならない。
- 2 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分任する。 (管理に必要な台帳)
- 第32条 校長は、管理に必要な台帳を整備し、その現有状況を記載し、毎年度末に教育委員会

に報告しなければならない。

(災害報告)

第33条 校長は、災害又は事故によって学校の施設及び設備が損害を受けたときは、速やかに 教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。

(施設の利用)

第34条 校長は、教育上支障がないと認めるときは、教育委員会と協議の上、学校の施設及び 設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。

(警備及び防災の計画)

- 第35条 校長は、毎年度始め、学校の警備及び防災の計画を定め教育委員会に報告しなければならない。
- 2 前項の計画には、特に児童、生徒の安全を確保するための措置が講じられなければならない。

(宿直、日直)

第36条 校長は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、所属職員に宿直勤務 又は日直勤務を命ずることができる。

第7章 雜則

(校内諸規則の報告)

第37条 校長がこの規則の実施について当該学校の運営、管理に関し規則又は規程を定めた場合は、教育委員会に報告するものとする。

(意見の具申)

第38条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第39条の規定による校長からの意見の申出 に関する人事事務については、教育長あてとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深江町立小・中学校管理規則(昭和32年深江町教育委員会規則第1号)、布津町立小・中学校管理規則(昭和31年布津町教育委員会規則第6号)、有家町立小中学校管理規則(昭和32年有家町教育委員会規則第1号)、北有馬町立小、中学校管理規則(昭和32年西有家町教育委員会規則第1号)、北有馬町立小、中学校管理規則(昭和38年市有馬町教育委員会規則第1号)、南有馬町立小、中学校管理規則(昭和32年口之津町教育委員会規則第1号)、口之津町立小、中学校管理規則(昭和32年口之津町教育委員会規則第1号)又は加津佐町立小・中学校管理規則(昭和32年加津佐町教育委員会規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年4月1日教委規則第38号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月23日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日教育委員会規則第18号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第10号

南島原市教育支援委員会の答申について

提案理由

南島原市教育支援委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒(就学前の幼児を含む)に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、 その判定と就学支援の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

平成30年3月26日提出

南島原市教育委員会 委員長 近藤 孝信

議案第11号

南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したいので、教育委員会の意見を求める。

平成30年3月26日提出

南島原市教育委員会 委員長 近藤 孝信

南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧

【退職者】

(平成30年3月31日付)

	(1/3400 1 0/4 0 1 1 1 1 1 1 1 1
氏 名	旧所属
本多 正興	教育委員会事務局学校教育課長兼指導主 事
大草 修三	教育委員会事務局学校教育課参事監兼指 導主事
居原 末子	教育委員会事務局学校教育課北有馬幼稚 園用務員
	(平成30年4月1日付)
氏 名	旧 所 属
林田 充敏	教育委員会事務局生涯学習課長
松尾 保	教育委員会事務局学校教育課副参事
菅 雄二	教育委員会事務局生涯学習課副参事
小嶋 潤一	教育委員会事務局生涯学習課副参事
	(平成30年4月1日付)
氏 名	旧所属
谷口 誠志	長崎県教育委員会
堤 知恵美	長崎県南島原市立口之津小学校教諭
竹村 南洋	
	(平成30年4月1日付)
氏 名	旧 所 属
末永 透	総務部北有馬支所市民窓口班参事
岡 寿彦	農林水産部農村整備課副参事
岩本 貴之	福祉保健部福祉課副参事
円口 健朗	総務部北有馬支所副参事
渡部 裕輔	総務部布津支所主査
	(平成30年4月1日付)
氏 名	旧所属
南原 伸治	教育委員会事務局生涯学習課生涯学習班 主幹
	(平成30年4月1日付)
氏 名	旧 所 属
吉田 稔	
山本 栄治	
	本大居 K 林 松 菅 小 氏 石 吳 竹 氏 末 岡 岩 円 渡 氏 原 興 三 子 名 敏 保 二 一 名 志 美 洋 名 透 彦 之 朗 輔 名 治

兼任又は併任内容	氏 名	所 属
深江公民館長 深江ふるさと伝承館長 布津公民館長 北有馬ピロティー文化センター日野江館長 北有馬折木公民館長 原城オアシスセンター館長 口之津公民館長 加津佐公民館長	南原 伸治	教育委員会事務局生涯学習課長
公民館主事	円口 健朗	教育委員会事務局生涯学習課副参事
公民館主事	渡部 裕輔	教育委員会事務局生涯学習課主査
公民館主事	吉田 稔	教育委員会事務局生涯学習課主事
公民館主事	山本 栄治	教育委員会事務局生涯学習課主事

【解任発令】

(平成30年4月1日付)

			(十/300十4/11月11)
解任内容	氏	名	所 属
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	吉永	幸徳	総務部深江支所長
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	満島	由紀夫	深江支所(班長)
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	松本	英世	深江支所
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	宮﨑	託也	布津支所(支所長)
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	川島	伸洋	布津支所(班長)
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	森塚	義文	布津支所
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	永田	昭彦	北有馬支所(支所長)
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	宮本	和明	北有馬支所
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	末續	義則	口之津支所(支所長)
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	福田	武久	口之津支所
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	宮崎	5 弘	加津佐支所(支所長)
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	福田	好則	加津佐支所(班長)
南島原市教育委員会事務局職員を解く(併 任)	福田	和昭	加津佐支所

平成30年第3回南島原市教育委員会定例会

日時 平成30年3月26日(月) 午後3時00分 場所 南有馬庁舎

追加議事日程

第1 議案第12号 南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則 について

議案第12号

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する 規則について

提案理由

南島原市原城オアシスセンターの休館日を変更するため、所要の改 正を行うもの。

平成30年3月26日提出

南島原市教育委員会 委員長 近藤 孝信

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則 南島原市原城オアシスセンター条例施行規則(平成18年南島原市教育委員会規則第 22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 毎月第2日曜日及び第4日曜日並びに毎月第1月曜日及び第3月曜日 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
(休館日及び開館時間)	(休館日及び開館時間)
第3条 南島原市原城オアシスセンター(以下「オアシスセンター」という。)の休館	第3条 南島原市原城オアシスセンター(以下「オアシスセンター」という。)の休館
日は、次のとおりとする。	日は、次のとおりとする。
(1) 毎月第2日曜日及び第4日曜日並びに毎月第1月曜日及び第3月曜日	(1) <u>毎週日曜日</u>
(2) (略)	(2) (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)

○南島原市原城オアシスセンター条例施行規則

平成18年3月31日教育委員会規則第22号

改正

平成28年3月28日教育委員会規則第10号

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市原城オアシスセンター条例(平成18年南島原市条例第81号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(館長等)

- 第2条 館長は、所属職員を指揮監督し、館務を掌理する。
- 2 職員は、館長の命を受け事務をつかさどる。

(休館日及び開館時間)

- **第3条** 南島原市原城オアシスセンター(以下「オアシスセンター」という。)の休館日は、 次のとおりとする。
 - (1) 毎月第2日曜日及び第4日曜日並びに毎月第1月曜日及び第3月曜日
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 オアシスセンターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 (利用の申請)
- 第4条 オアシスセンター及び附属設備を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、 南島原市原城オアシスセンター利用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、その 許可を受けなければならない。
- 2 オアシスセンター利用の申込みは、利用しようとする日の前月の1日から利用前日までの 期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この 限りでない。

(利用期間の制限)

第5条 オアシスセンターの利用期間は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

- 第6条 教育委員会は、オアシスセンターの利用を許可したときは、南島原市原城オアシスセンター利用許可書(様式第2号)を利用者に交付する。
- 2 前項の許可書は、オアシスセンターを利用する際、館長に提出しなければならない。 (使用料の免除)
- 第7条 条例第10条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 市又は教育委員会と共催の行事で利用するとき。
 - (2) 市内公共団体が利用するとき。
 - (3) 社会福祉団体が利用するとき。
 - (4) 社会教育関係団体が利用するとき。
 - (5) 国又は地方公共団体が利用するとき。
 - (6) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用するとき。
 - (7) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。

(8) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

- 第8条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、南島原市原城 オアシスセンター使用料還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。 (入館の制限)
- **第9条** 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、オアシスセンターへの入館を拒否し、又はオアシスセンターからの退去を命令することができる。
 - (1) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物及び動物の類を携行する者
 - (3) その他オアシスセンターの管理上支障があると認める者 (禁止行為)
- 第10条 オアシスセンター (敷地を含む。) 内においては、次に掲げる行為をしてはならない。 ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。
 - (1) 寄附の募集
 - (2) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

(利用者等の守るべき事項)

- 第11条 利用者及び入館者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 利用団体の責任者は、利用者の指導、監督等一切の責任を持つこと。
 - (2) 利用の許可を受けていない施設及び設備等を利用しないこと。
 - (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
 - (4) ごみ(缶、ビン等)は持ち帰ること。
 - (5) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙・釘打ち等をしないこと。
 - (6) 利用が終わったときは、後片付け、清掃、火気の点検を終え、館長又は関係職員(以下「館長等」という。)に申し出て点検を受けること。
 - (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
 - (8) その他館長等の指示に従うこと。

(保安の責任)

第12条 利用者は、オアシスセンターを利用するに当たっては、入場者の整理、警備等の保安 及び施設等の保全について責任を負うものとする。

(損壊等の届出)

第13条 建物又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに館長等に届け出て、その指示 に従わなければならない。

(職員の入室)

第14条 館長等は、オアシスセンターの管理上必要があると認めるときは、現に利用している施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(免責)

第15条 利用者又は入館者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市は、その責めを負わない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の原城オアシスセンター管理・運営規則(平成 9年南有馬町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、こ の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成28年3月28日教育委員会規則第10号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

南島原市原城オアシスセンター利用許可申請蓄

南島原市教育委員会 様

 申請者
 住所

 氏名
 動

 電話番号
 ()

南島原市原域オアシスセンターの利用を下記により申請します。 なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用团	体名		***************************************	**************************************		代表者名			1-10-100 min (AAPI AARI AARI AARI AARI AARI AARI AARI		
利用	日 的								利用者数		人
利用:	宽 名						n室 4 会 トレーニン		()		
			H	11	H	H	11	B)	分~	時	分
利用。	旧時	Я	Н	11	11	н	11	ß.	分~	時	分
		71	В	H	Ħ	H	H	ВÝ	分~	時	分
		室名・	的 松樹 有空	時間	giri.	回敷	単価	1	.1	A 24	
1.62 12.2	4.4	至(1)	汉翔 审	0.4111	a l	U 13 98%	4-100	小 記	ir I	a ar	
使 用	ř.	至(6) (4	汉 团 评		, n[i]	[1]	(E)	/\ i	m	LT OF	
			汉 周阳 守					/J* 6		រិបិ បំរឹ	
使 用 イ料・ (理由		32.f) ' i	ix an ir					75 6			and and the second seco

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- (6) その他

(本人控) 年 月 日

南島原市原城オアシスセンター利用許可書

申請者

様

南島原市教育委員会

年 月 日付 申請の原城オアシスセンター利用について、下記のどおり許可します。なお、利用にあたっては、下記の利用条件を選守するとどもに教育委員会(館長等)の指示に従ってください。

記

							T			τ						
利	用匠	担 [4	名		代表者名											
利	用	目	的											利用者	数	人
#11	H	~	47	1 多	目的ホー	ル 2	研修	室 3	和室	4		((食堂)			
利	用	至	名	5 [43	理表習室	6 1	主報交	突 至	<u> </u>	ν <u>~</u>	<u>ニン /</u>	グ室				
					目	目	甘	日		目		J#	ŧ	分~	時	分
利	用	Ħ	持	月	目	目	目	日		目		I,	j	分~	14	分
ļ				Н	日日	F	Ħ	日		日		Jŧ	}	分~	時	分
			t ist	室名 •	設備等	畸	間	回數	{	単位	fi	小	計		台 計	
使	,	Ħ	料				時間	[町		円		円			
	abol	_	. PA													
	料		除、											1		円
10	理由)													
	'±		÷t.		······································								m2.6-			
i	備	7	考										受付	1-5.		

《利用条件》

- 1 利用団体の責任者は、利用者の指導・監督など一切の責任を持つこと。
- 2 利用の許可を受けていない随證及び設備等を利用しないこと。
- 3 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
- 4 ごみ(缶、ピン等)は持ち帰ること。
- 5 許可を受けないで壁、柱等に張り紙・釘打ち等をしないこと。
- 6 利用が終わったとぎは、後片付け、清掃、火気の点検を終え、館長又は関係職員に申し出て点検を受けること。
- 7 利用を取り消すときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。

※利用条件に違反があった場合は、今後の利用を禁止する場合があります。

様式第3号(第8条関係)

南島原市原城オアシスセンター使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申清者 住 所 回体名 代表者氏名

€

電話

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の規定に基づき、下記により使用料を還付くださるよう申請します。

記

1	利 用 予 定 年 月 日	年	月	Ħ		
2	納付年月日	年	月	В		
3	利用を 取り止めた施設					
4	利用を 取り止めた理由					

振	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
达	银行	ਜੀਰ ਸੀਰ	普		
先	畏協	支店	当		

※印欄は、記入しないでください。

*	既紀	勿使	市料	円
*	還	付	額	円